

島根県立石見養護学校：いじめ防止基本方針（概要）

未然防止と早期発見の体制

3回



年3回のアンケートと定期面談

全児童生徒を対象に学期ごとの調査と面談を行い、些細な変化の把握に努めます。



組織による

「いじめ防止委員会」の設置

校長、教頭、各学部主事等による組織的連携でいじめの未然防止に取り組みます。



信頼関係と自己有用感を育む環境づくり

授業や集団活動を通じ、児童生徒一人ひとりが「認められている」と感じる居場所を作ります。

迅速な対応と重大事態への備え



即時対応・

被害者保護の徹底

発見時は即座に止め組織で被害者を守り抜き、加害者には毅然と指導します。



家庭・警察・専門機関との 強固な連携

学校内だけで抱え込まず、必要に応じて外部専門家や警察と連携し、対応します。



県教育委員会

重大事態への 厳正な報告と調査

生命や身体に重大な被害が生じた疑いがある場合、速やかに県教育委員会へ報告します。

※この図は生成AIにて作成しています。